

財団法人北海道体育協会 スポーツ科学委員会規程

第 1 章 総 則

第 1 条 財団法人北海道体育協会定款第43条の規定に基づいて、この委員会を設ける。

第 2 条 この委員会は、スポーツ科学委員会という。

第 2 章 審 議 事 項

第 3 条 この委員会は、次の事項を審議し、理事会に意見を具申するとともに、理事会の諮問に応ずる。

- (1) 競技力向上についての科学研究に関すること。
- (2) 道民スポーツ振興についての科学研究に関すること。
- (3) スポーツマンの健康管理・診療等の方針に関すること。
- (4) その他、前各号に関連すること。

第 3 章 委 員

第 4 条 この委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 2名
- (3) 委員 若干名

第 5 条 委員長は、会長が、理事会に諮って委嘱する。

2 副委員長は、委員長が委員会に諮って選出し、会長が委嘱する。

3 委員は、スポーツ科学に関連する諸分野の学識経験より委員長が推挙する者を、理事会に諮って、会長が委嘱する。

第 4 章 任 期

第 6 条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

第 5 章 委 員 会

第 7 条 この委員会は、随時これを開催するものとし、その都度委員長が招集し、議長となる。

2 委員会の議事は、委員の合意により決定する。

第 6 章 規 程 の 変 更

第 8 条 この規程の変更は、委員会の議を経、かつ、理事会の承認を受けなければならない。

附 則

(1) この規程は、昭和55年6月25日から施行する。

(2) 第6条の規程にかかわらず、初年度の委員の任期は、現役員の残任期間とする。

附 則

この規程は、昭和 5 8 年 8 月 2 6 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 6 2 年 6 月 3 0 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 1 2 月 2 2 日一部改正）

この規程は、平成 1 2 年 1 2 月 2 2 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 3 月 7 日一部改正）

この規程は、平成 1 8 年 3 月 7 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 1 年 6 月 3 0 日から施行する。